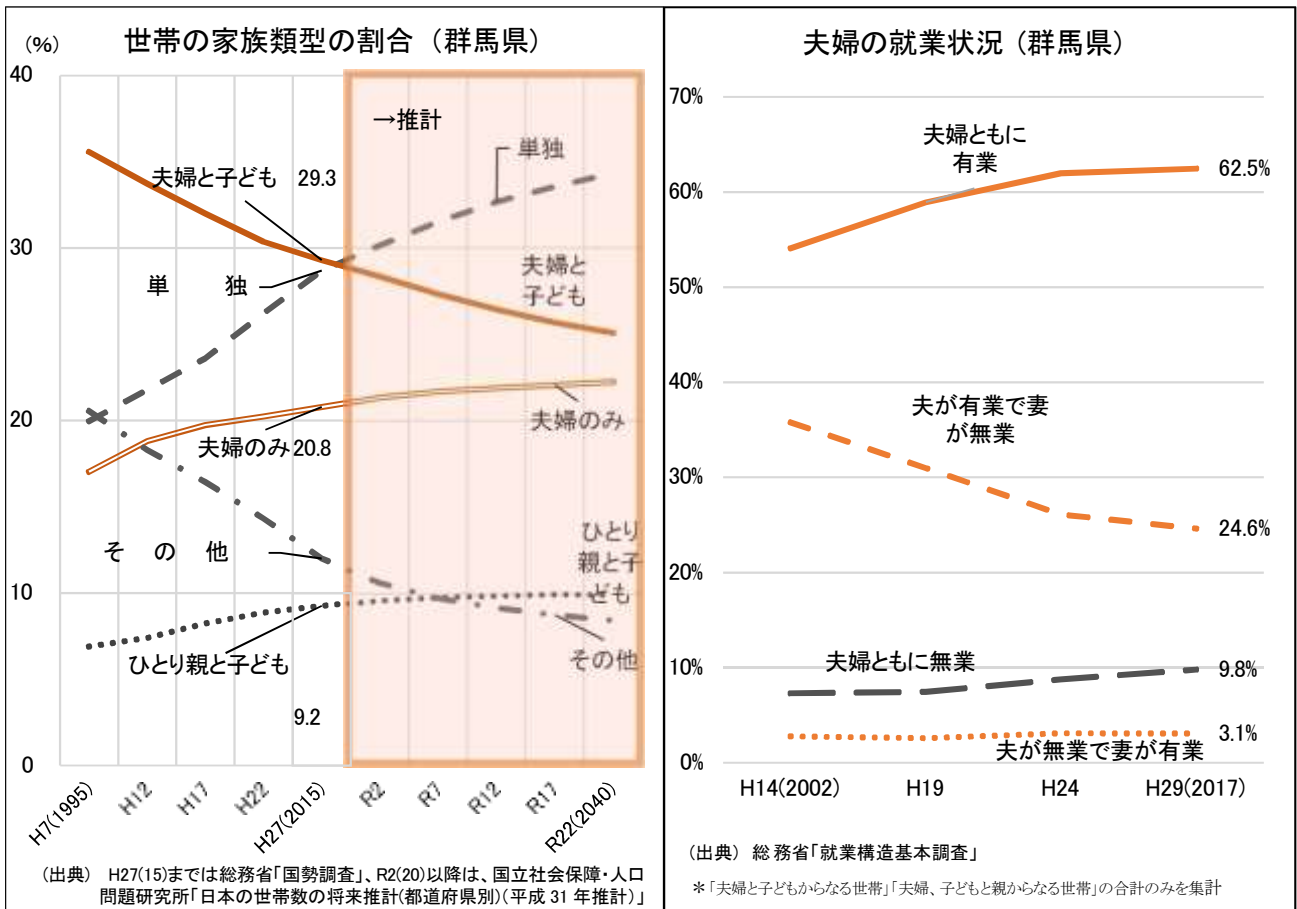


II. 監査対象の概要

1. 子ども・若者を巡る現状

①標準的な家族形態の変化

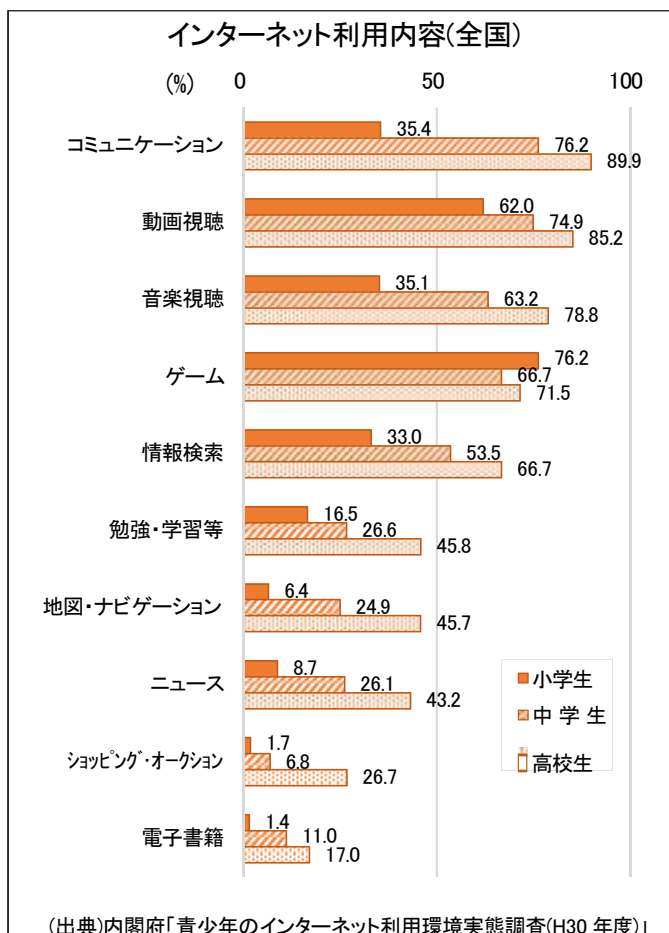
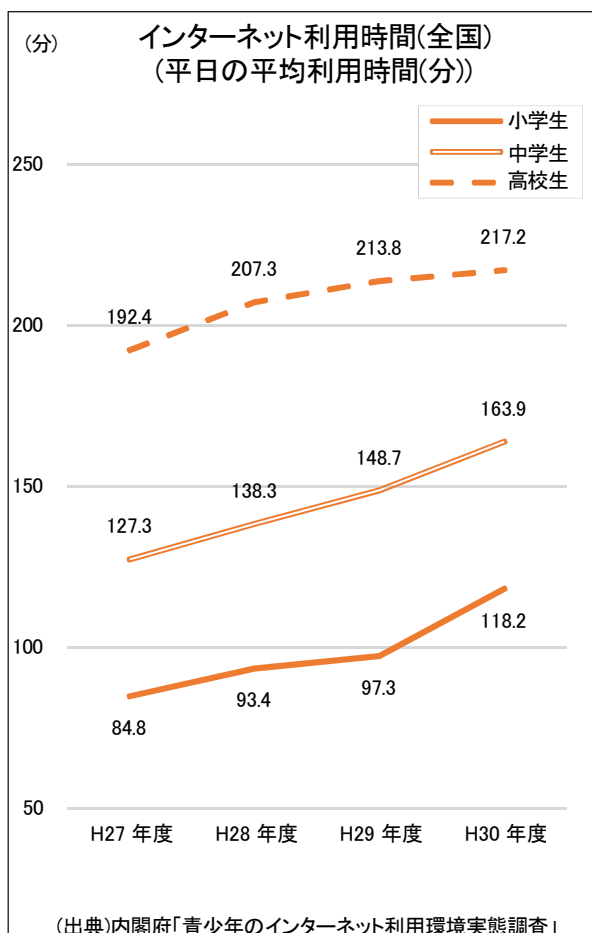
かつて、日本の標準的な世帯のモデルであった「夫婦と子ども」という家族は減少しつつあり、今後は単独世帯の構成割合が上回ると予想されている。また、子どものいる家庭のうち、現在では、専業主婦世帯の割合は全体の約4分の1にまで減少し、共働き世帯が6割を超えている状況である。



②インターネットの利用状況

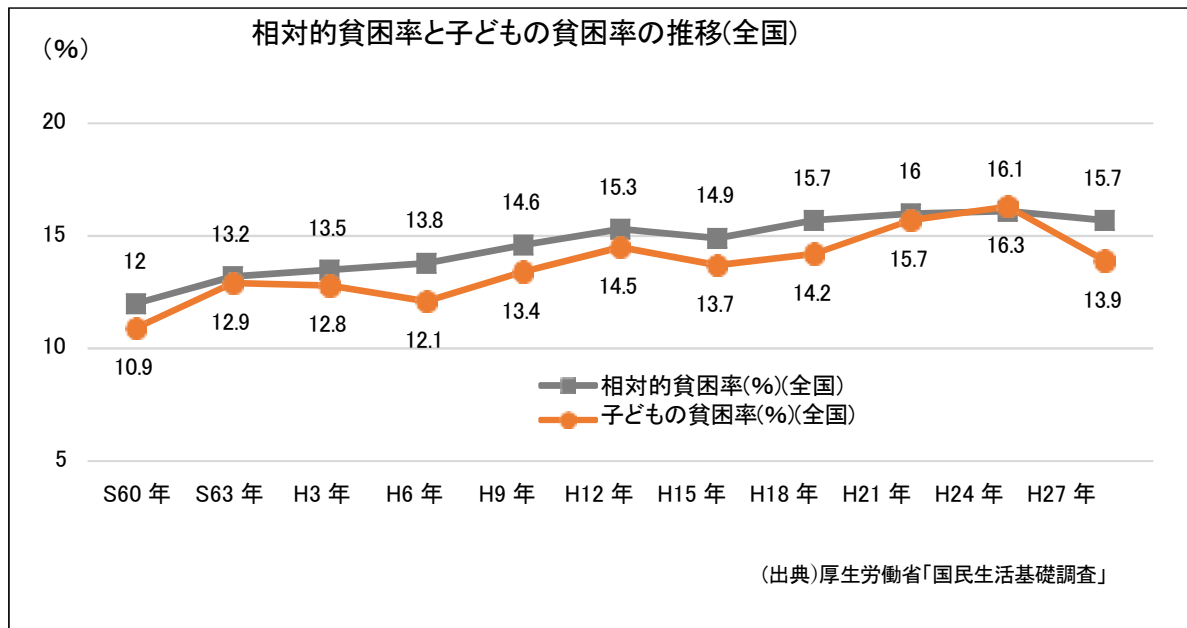
インターネットの利用時間は各年代とも増加している。

インターネットの利用内容は、「コミュニケーション」「動画視聴」「音楽視聴」「ゲーム」の割合が高く、特に高校生は「コミュニケーション」としての利用割合が高くなっている。

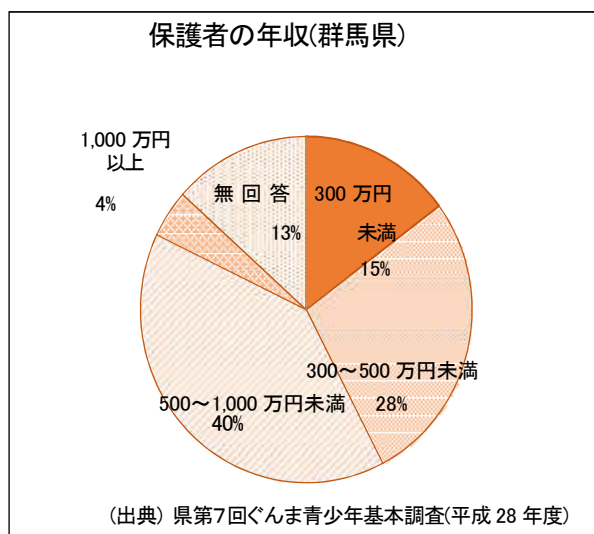


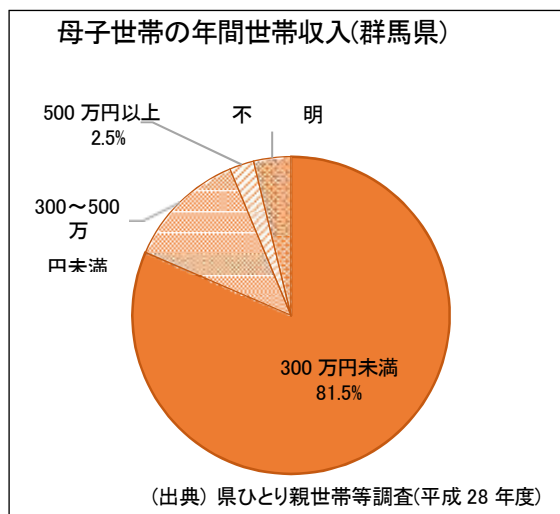
③子どもの貧困に係る状況等

我が国の相対的貧困率及び子どもの貧困率は、平成 27 年にそれぞれ 15.7%、13.9% であり、ともに前回調査時に比べ、低下しているものの、およそ 7 人に 1 人の子どもが平均的な所得の半分以下で暮らしていることになる。



平成 28 年度に県が実施した「ぐんま青少年基本調査」及び「ひとり親世帯等調査」では、世帯全体の約 15%が年収 300 万円未満であり、ひとり親世帯にあつては、8 割以上が年収 300 万円未満であることが分かっている。

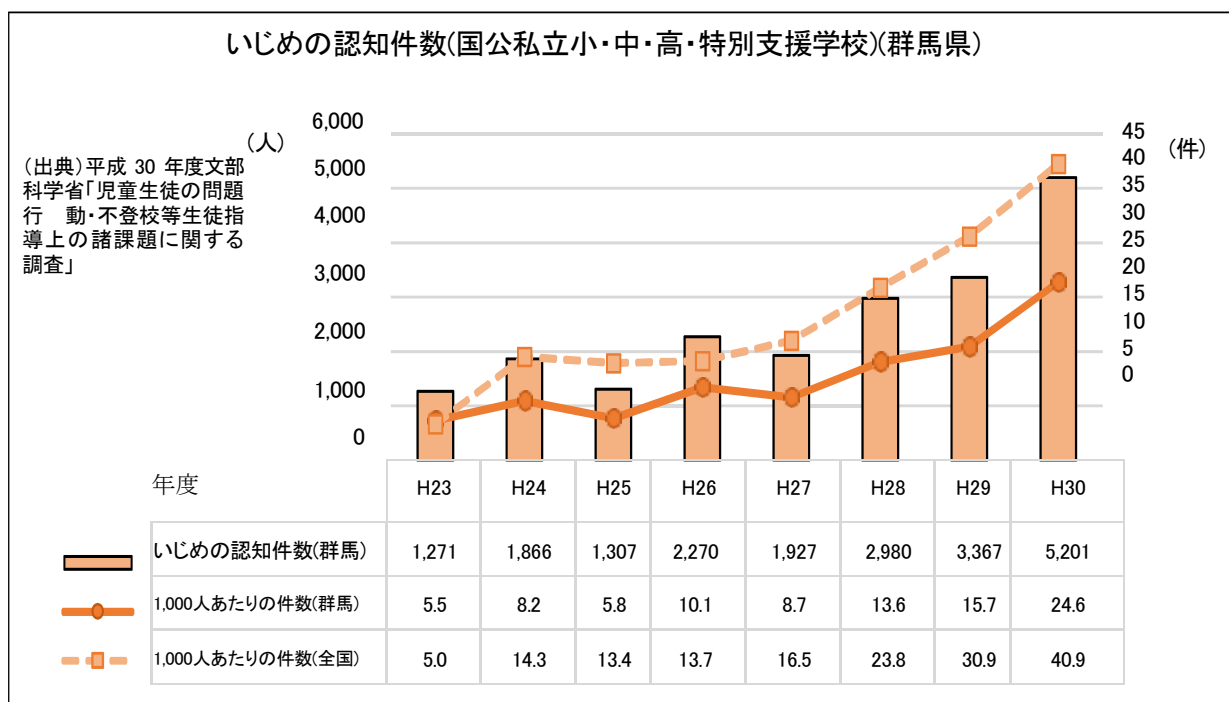




④いじめの現状

いじめは児童生徒の心身の健全な発達に重大な影響を及ぼし、不登校や自殺などを引き起こす要因ともなる深刻な問題である。平成 25 年 9 月に施行されたいじめ防止対策推進法では、いじめを正確に認知するとともに、学校はいじめ対策組織を中心とした組織的な対応を徹底することが求められている。そのため、いじめについては、被害性に着目して初期段階のものを含めて積極的に認知し対応している。

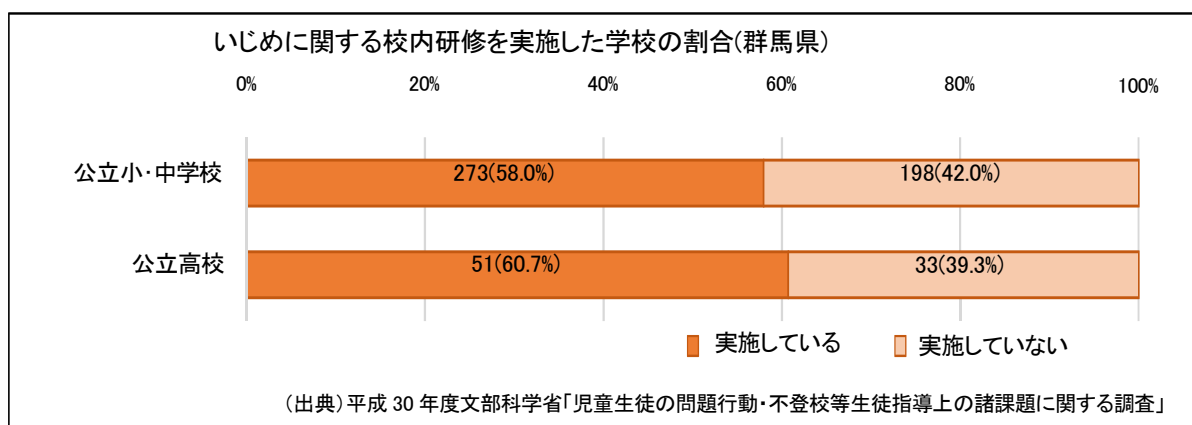
さらに、SNS を使ったいじめなど、大人の目が届きにくいところで発生しているものもあり、早期発見のための取組や相談体制の整備を更に推進することが必要である。



⑤教員の指導力や学校による組織的対応の必要性

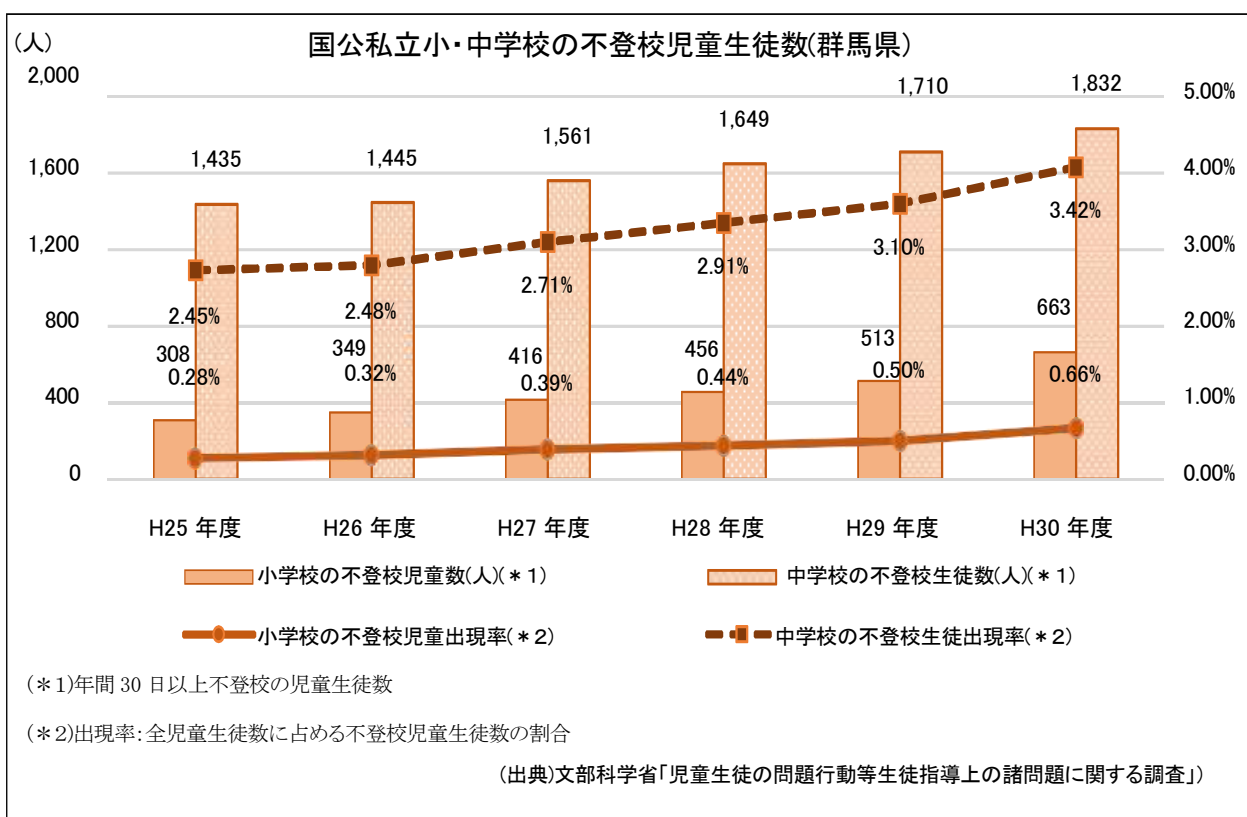
学校や教員によって、いじめを認知する基準にばらつきがあるなどの課題があることから、いじめの早期発見や解消に向けた適切な指導ができるよう、教員の指導力向上や学校による組織的な対応の充実が求められている。

平成30年度にいじめ問題に関する校内研修を実施した学校は、前年度に比べて増加しているものの、全体の約6割にとどまっている。職員会議等の諸会議でいじめに対する認識の向上を図ることに加え、いじめをテーマとした校内研修により、共通理解を深めることが有効と考えられている。



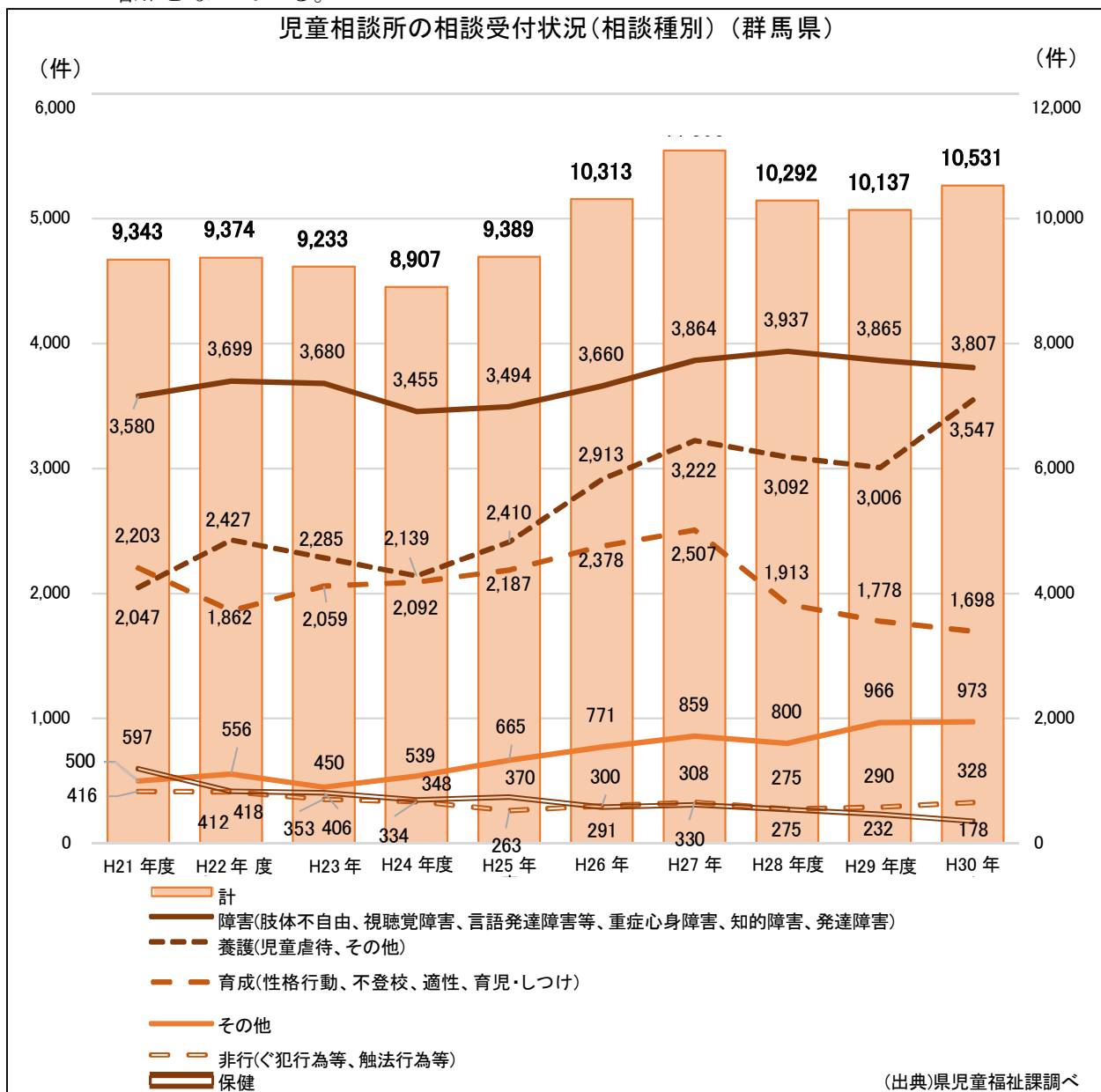
⑥不登校、高校中退者、中学校卒業時進路未決定者の状況

県内の30日以上の不登校児童生徒数は、近年、小学校、中学校ともに増加傾向である。高校中退者数については、横ばいの状況が続いているが、中退の理由として、「学校生活・学業不適合」や「進路変更」が多くなっている。また、進学も就職もせずに進路未決定のまま、中学校を卒業する者も減少傾向ではあるが存在する。支援を必要とする青少年の数は依然として多いことから、引き続き学校現場や市町村、関係機関が連携して、相談体制等の充実を図っていくことが必要である。

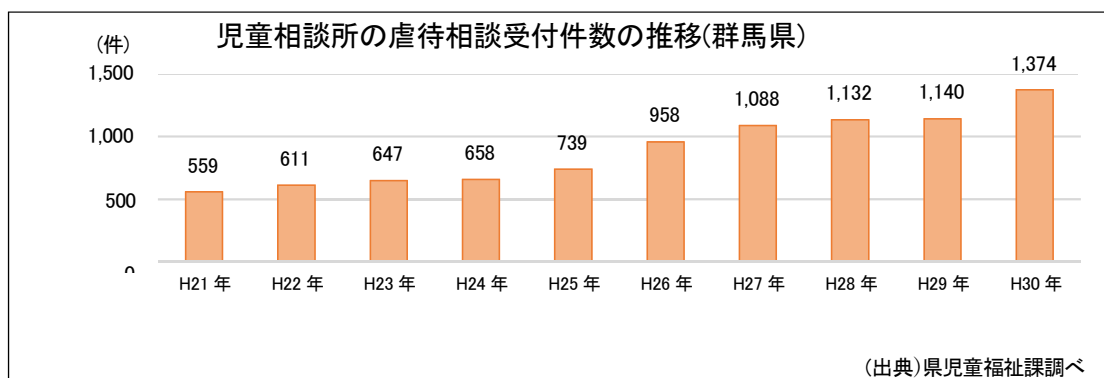


⑦児童相談所の相談受付状況

平成30年度の県全体における相談受理総件数は10,531件で、対前年度比394件(3.9%)の増加となっている。

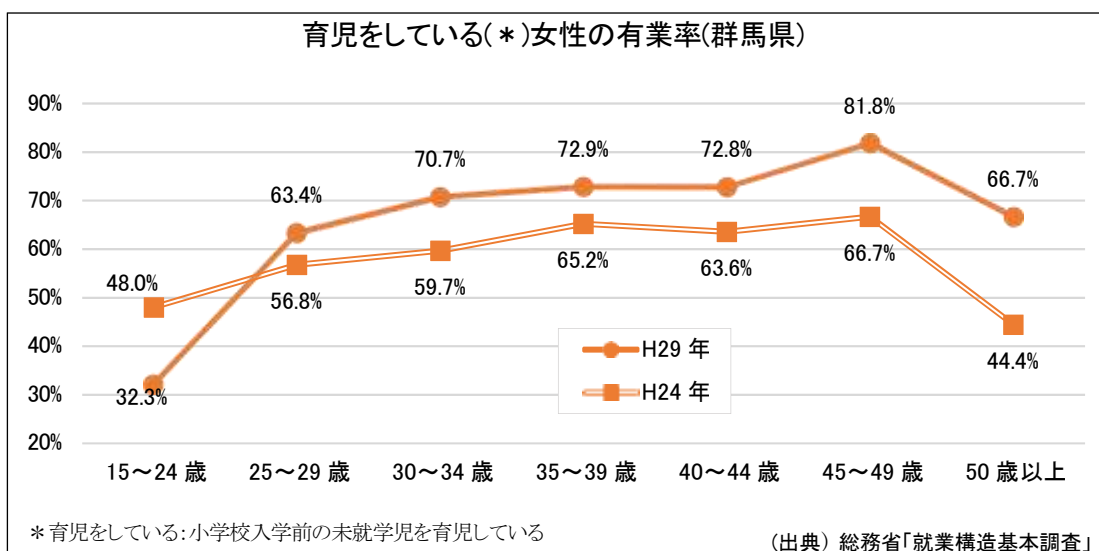


相談受理総件数のうち、虐待相談受付件数は、関係機関の啓発活動、事件報道等による県民の関心の高まり、関係機関との連携強化による警察や保育所等からの相談増加等を背景に、増加している。

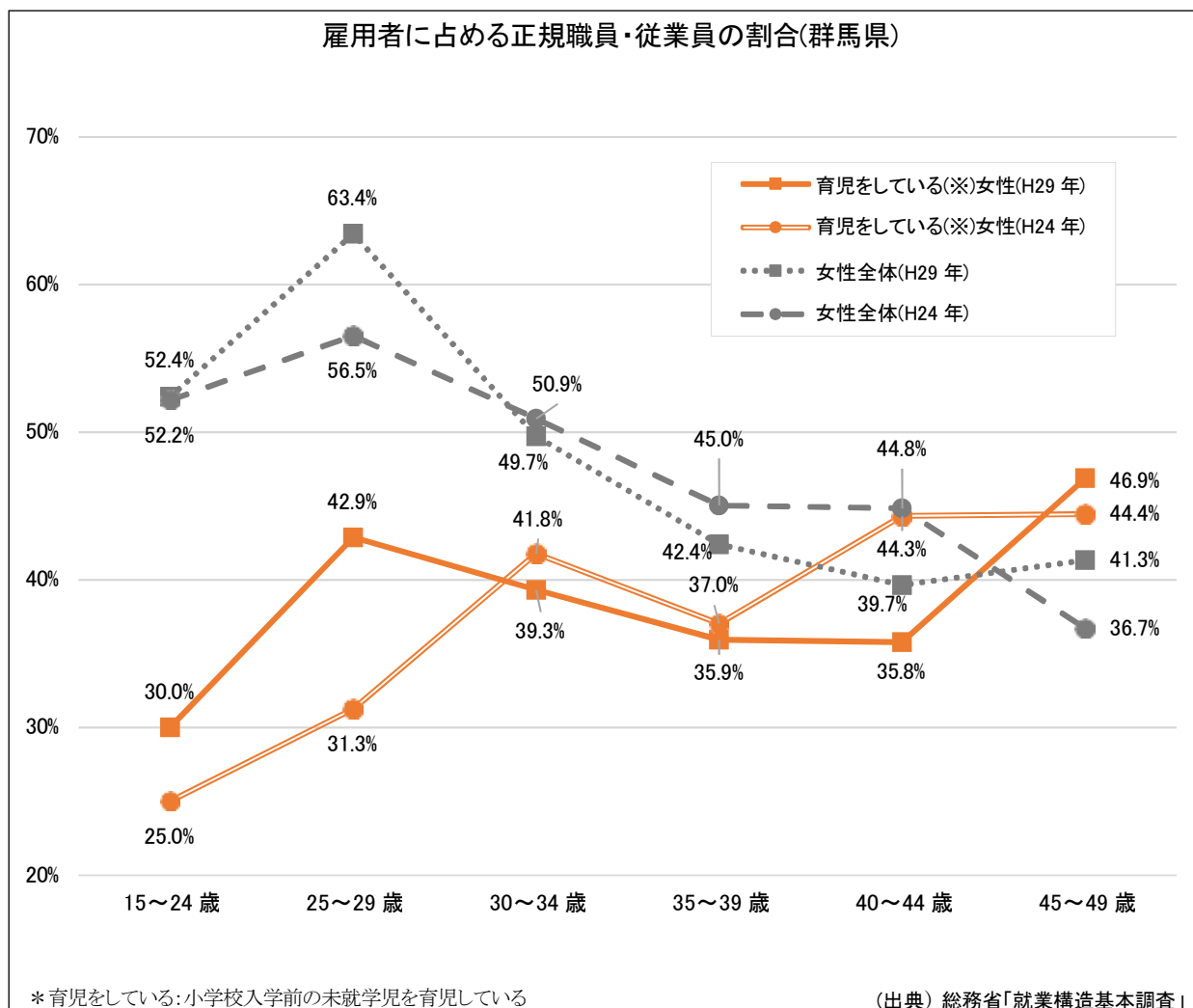


⑧女性のキャリアの現状

本県の育児をしている女性の有業率は、全体的に上昇している。



一方で、雇用者に占める正規職員・従業員の割合に上昇傾向は見られない状況である。また、女性全体に比べ、育児をしている女性は、全体的に、雇用者に占める正規職員・従業員の割合が低くなっている。



2. ぐんま子ども・若者未来ビジョン 2020

①概要

県では、上記で記載した子ども・若者の現状を踏まえ、過去より少子化対策、青少年の健全育成、子育て支援、子どもの貧困対策等、子ども・若者を巡る各時代の課題に対応した計画に基づき、出生数の減少に歯止めをかけるため、家族形成支援や子育て支援、仕事と子育ての両立支援等に力を注ぐほか、子ども・若者の健やかな育ちや自立に向けた取組を進めてきた。特に、喫緊に対応すべき課題として、子どもの生活支援や保護者の経済支援等子どもの貧困対策を進めるほか、児童虐待の防止や早期対応など、子どもの生命を守るための取組を強化してきた。

この結果、保育施設整備や地域子育て支援拠点の整備等の子育て支援サービスの充実、児童虐待対策、「子どもの居場所」の普及等、様々な取組について一定の前進があった。

しかしながら、昨今では子ども・若者を巡る課題は複雑に絡み合っているため、それぞれの課題ごとに計画を策定し、課題ごとに対応するよりも、子ども・若者のライフステージを俯瞰して対応することで必要な支援を効果的に届けることができると考えた。

そこで、これまでに個別に対応してきた「子ども・若者への支援」「大人（家族）への支援」「困難な状況に応じた支援」を一つに束ね、「社会全体」で包み支え、一体的・効果的な課題解決を図るとともに、新たな課題にも各施策を連動させながら対応させていくための県の新しい計画として「ぐんま子ども・若者未来ビジョン 2020」を策定している。

従来からの各基本計画における課題と新計画（ぐんま子ども・若者未来ビジョン 2020）での対応は以下のとおりである。

基本目標	従来計画の実績を受けての課題	新計画での取組
子どもの健康と発達を支援する	<ul style="list-style-type: none"> ○なくなるしない十代の自殺 ○出生から大人になるまでの切れ目ない医療・保健体制 	<ul style="list-style-type: none"> ■いのちの大切さの理解促進 ■出生から大人になるまでの切れ目ない医療・保健体制の整備
自立に向けた基礎をつくる	<ul style="list-style-type: none"> ○愛着形成・地域との関わり不足 ○「直接体験」の不足 ○いわゆる「非認知能力」の育成 	<ul style="list-style-type: none"> ■子どもの体験活動の充実 ■幼児教育・保育の充実

社会的自立を促進する	○キャリア以外の生活（結婚・子育て）についてのイメージ欠如	■若者の人生設計の支援
家族形成を支援する	○結婚・子育ての希望の低下 ○子育て世代包括支援センター未設置市町村の存在	■安心して結婚、出産、子育てができる相談体制等の強化
子育ての不安や負担を解消する	○幼児教育・保育ニーズの拡大 ○女性キャリアの形成	■保育人材の確保 ■男女の家事分担の推進
虐待・被害を根絶する	○児童虐待の根絶 ○子どもの権利擁護	■児童相談所の体制強化 ■子どもの権利擁護の仕組づくり（児童虐待防止条例の制定） ■予期しない妊娠への対策強化
貧困の連鎖を断ち、誰でも希望をかなえられる社会をつくる	○子どもの居場所の地域偏在	■各地域での子どもの居場所の充実
いじめ・不登校・高校中退・ひきこもり・ニート等を支援する	○いじめ認知件数、不登校児童生徒の増加 ○必要とする人全てに支援が行き渡らない状況	■いじめの予防、早期の把握と支援開始 ■不登校・高校中退者等への支援拡大
様々な状況に応じて子どもの育ちと若者の自立を支援する	○外国人の子ども・若者の増加 ○里親登録世帯数の伸び悩み	■外国人の子ども・若者への生活・学習・就学支援 ■里親支援体制の推進
支え手、担い手をつくる	○企業や個人の支え手の不足 ○個々の団体の活動の連携不足	■里親やボランティアの増加 ■担い手同士の連携・協働
子ども・若者とその家族に温かい社会をつくる	○次世代を育む希望を持ちにくい社会 ○子育て家庭の孤立	■結婚・子育てが「楽しい」「幸せ」と思える環境づくり

従来からの基本計画の実績から出た課題に対応する形で新計画での取り組みを決

めている。

②計画の骨子等

「ぐんま子ども・若者未来ビジョン 2020」では従来の各基本計画を包括し、子ども・若者の未来のために目指す社会の姿を展望しつつ、1つの基本理念の下、4つの基本方針を掲げ、基本方針のそれぞれについて各種事業（施策）を計画・実行している。

その骨子部分は以下のとおりである。

【子ども・若者の未来のために目指す社会の姿】

子どもたちが幸せに育つ中で、群馬で成長していくことに喜びを見いだし、次世代を育みたいと思える社会へ

【基本理念】

子どもの生命を守り、全ての子どもやその家族を支援します。

【基本方針Ⅰ】子ども・若者が「自分らしく生きる土台」をつくる

全ての子どもが、それぞれの発育・発達に応じて必要な医療・保健サービスを受けられるよう、体制の整備と充実を図ります。また、自立のための礎を育み、自ら人生を描き、円滑に社会に参画・共生できるよう、質の高い幼児教育・保育の提供、体験活動の推進、社会・職業を考え体験する機会の提供に取り組みます。

【基本方針Ⅱ】大人（家族）を支える

社会全体が次世代を育むことに幸せ・喜びを感じる事ができ、希望する人が家族を持つことができるよう、結婚支援や安心して妊娠・出産できる体制の整備を行います。また、子育てに係る不安や負担を解消・軽減できるよう、相談・交流の場の整備・充実や経済的負担の軽減を図るとともに、キャリアと子育ての両立支援や子育てに優しいまちづくりを推進します。

【基本方針Ⅲ】困難な状況を把握し子ども・若者やその家族を支える

子どもが生き、育ち、守られる権利を実現するため、虐待や犯罪による被害を防止し、被害の早期発見、安全確保、早期対応を行うほか、貧困の世代間連鎖を解消するため、子どもの生活・学習支援や保護者への経済的支援を行います。また、いじめの防止・早期対応を図るほか、不登校等により困難な状況にある子ども・若者の状況に応じたきめ細かい支援を行います。さらに、多様性の理解を促進し、障害・疾病の有無、言語や文化の違い、性的指向や性自認等に関わりなく共生できる環境づくりに努めます。

【基本方針Ⅳ】社会全体で子ども・若者の育ちや自立を支える

地域社会の中で脈打つ人々の支援の力が子ども・若者の支援に結びつくよう、人材

の発掘・養成を図り、地域、行政、学校等による連携のネットワークづくりを進めます。また、社会全体で子ども・若者を見守ることができるよう、地域・企業と連携した取組推進、県民運動の展開により、社会全体で取り組む機運を醸成します。

③目標指標等

県では4つの基本方針に対してそれぞれ従来からある基本目標に応じた指標（目標数値等）を設定し、当該指標（目標）に向かって各種の事業を実施している。

以下は、県が設定・公表している各種の指標（目標）である。

項目	現状	目標
基本方針Ⅰ 子ども・若者が「自分らしく生きる土台」をつくる		
基本目標1 子どもの健康と発達を支援する		
乳幼児健康診査未受診児の状況把握期限を定めている市町村数	25 市町村 (H30 年度)	35 市町村 (R 6 年度)
朝食を全く食べない小学生の割合（小学6年生）	0.9% (R 元年度)	0.0% (R 5 年度)
朝食を全く食べない中学生の割合（中学3年生）	1.4% (R 元年度)	0.0% (R 5 年度)
10代の自殺者数	12 人(H30 年)	0 人(R 5 年)
基本目標2 自立に向けた基礎をつくる		
体験したことがある自然体験の種類数の平均（小学生）	5.9 種類 (H28 年度)	6.2 種類 (R 3 年度)
保育所・認定こども園等における待機児童数	21 人 (R 元年度 4.1 現在)	0 人 (R 7 年度 4.1 現在)
基本目標3 社会的自立を促進する		
公立高校全日制における高校3年間でインターンシップに参加したことがある生徒の割合	41.4% (H30 年度)	60.0% (R 5 年度)
基本方針Ⅱ 大人(家族)を支える		
基本目標1 家族形成を支援する		
結婚しやすい社会と考える独身者の割合	8.1% (H30 年度)	26.0% (R 5 年度)

合計特殊出生率	1.47 (H30年)	1.50 (R6年)
子育て世代包括支援センター設置市町村数	15市町村 (R元年度末)	35市町村 (R6年度末)
基本目標2 子育ての不安や負担を解消する		
保護者の「理想の子どもの数」の平均	2.66人 (H30年度)	3.00人 (R5年度)
夫婦が同じくらい育児を分担する家庭の割合	23.5% (H26年度)	44.5% (R2年度)
一時預かり事業(幼稚園型を除く)の実施箇所数	160箇所 (H29年度末)	202箇所 (R5年度末)
病児保育事業の実施箇所数	82箇所 (H29年度末)	116箇所 (R6年度末)
基本方針Ⅲ 困難な状況を把握し子ども・若者やその家族を支える		
基本目標1 虐待・被害を根絶する		
市町村子ども家庭総合支援拠点の設置箇所数	6箇所 (R元年度末)	35箇所 (R4年度末)
児童虐待死亡件数	4件 (H30年度)	0件 (R6年度)
基本目標2 貧困の連鎖を断ち、誰でも希望をかなえられる社会をつくる		
生活困窮世帯等への学習支援実施市町村数	33市町村 (H30年度末)	35市町村 (R6年度末)
子ども食堂がある市町村数	15市町 (H30年度末)	35市町村 (R6年度末)
ひとり親(母子世帯)の正規雇用率	43.3% (H28年度)	45.0% (R3年度)
ひとり親(父子世帯)の正規雇用率	64.6% (H28年度)	69.0% (R3年度)
基本目標3 いじめ・不登校・高校中退者・ひきこもり・ニート等を支援する		
子ども・若者支援協議会に寄せられた支援希望者のうち、本人又は保護者と接触できた割合	84.3% (H30年度)	100.0% (R6年度)

基本目標4 様々な状況に応じて子どもの育ちと若者の自立を支援する		
児童発達支援事業所利用者数	900人 (H30年度)	837人 (R2年度)
放課後デイサービス事業所利用者数	2,644人 (H30年度)	3,067人 (R2年度)
特別支援学校高等部の一般就労率	30.6% (H30年度)	40.0% (R5年度)
小児等在宅医療に対応した医療機関数	28箇所 (H30年度末)	30箇所 (R5年度末)
外国人生徒の進学率と全体の進学率との差	-3.8% (H30年度)	0% (R6年度)
里親等委託率	17.4% (H30年度)	42.0% (R6年度)
基本方針IV 社会全体で子ども・若者の育ちや自立を支える		
基本目標1 支えて、担い手をつくる		
里親登録世帯数	153世帯 (H30年度末)	222世帯 (R6年度末)
子どもの居場所地域ネットワーク数	3箇所 (H30年度末)	13箇所 (R6年度末)
基本目標2 子ども・若者とその家族に温かい社会をつくる		
子どもを産み育てやすいと感じる保護者の割合	77.0% (H30年度)	85.0% (R5年度)

3. 監査対象とした事業等について

(1) 対象の選定（選別）方法について

ぐんま子ども・若者未来ビジョン2020は県として「子ども分野」における最上位計画と位置付けており、少子化対策、子育て支援、青少年健全育成、児童福祉、母子保健等を所管する関係部局が一体となって施策を推進するものである。

よってその計画及び具体的な施策は以下のとおり、全庁横断的、かつ、相当数に及ぶため、今回の包括外部監査では以下の点を考慮して対象範囲を絞っている。

- 子育て支援施策に対してもっとも利用者に近い部局はどこか
- 子育て支援施策として施策数の多い部局はどこか
- 横断的に子育て支援施策を手掛けている部局はどこか
- 対象範囲を絞ることで監査資源（工数等）をより有効活用するにはどの部局の施策を監査するのが良いか

基本方針		施策総数 (事業数)	所管部局	各施策数 (事業数)
I 子ども・若者が「自分らしく生きる土台」をつくる				
基本目標				
1	子どもの健康と発達を支援する	38	健康福祉部 生活こども部 教育委員会 警察本部	19 9 8 2
2	自立に向けた基礎をつくる	45	生活こども部 教育委員会 地域創生部 環境森林部 地域創生部 スポーツ局 警察本部 健康福祉部 知事戦略部	15 11 10 4 2 1 1 1
3	社会的自立を促進する	18	生活こども部 教育委員会 産業経済部 総務部 健康福祉部	7 5 3 2 1

II 大人（家族）を支える					
基本目標					
1	家族形成を支援する	27	生活こども部	16	
			教育委員会	8	
			健康福祉部	3	
2	子育ての不安や負担を解消する	65	生活こども部	27	
			教育委員会	11	
			県土整備部	11	
			産業経済部	10	
			健康福祉部	6	
III 困難な状況を把握し子ども・若者やその家族を支える					
基本目標					
1	虐待・被害を根絶する	45	生活こども部	32	
			警察本部	11	
			教育委員会	2	
2	貧困の連鎖を断ち、誰でも希望をかなえられる社会をつくる	38	生活こども部	20	
			健康福祉部	10	
			教育委員会	6	
			産業経済部	2	
3	いじめ・不登校・高校中退者・ひきこもり・ニート等を支援する	23	教育委員会	14	
			生活こども部	5	
			警察本部	2	
			健康福祉部	1	
			産業経済部	1	
4	様々な状況に応じて子どもの育ちと若者の自立を支援する	63	健康福祉部	25	
			生活こども部	18	
			教育委員会	14	
			警察本部	3	
			産業経済部	2	
			地域創生部	1	
IV 社会全体で子ども・若者の育ちや自立を支える					
基本目標					
1	支え手・担い手をつくる	14	生活こども部	10	
			教育委員会	2	
			健康福祉部	1	

				知事戦略部	1
	2	子ども・若者とその家族 に温かい社会をつくる	11	生活こども部	10
				教育委員会	1
合計			387	生活こども部	169
				教育委員会	82
				健康福祉部	67
				警察本部	19
				産業経済部	18
				その他	32

上記表からわかるように「生活こども部」が主体となって実施されている事業(施策)が【ぐんま子ども・若者未来ビジョン 2020】で具体化されている事業(施策)の大半を占め(4割を超える)、かつ、各基本計画に対しても横断的に展開されている。

よって、生活こども部の事業を今回の包括外部監査の対象とすることが最も効果的、かつ、効率的であると考えた。

(2) 監査対象とした事業

以上より、「令和3年度当初予算 予算附属説明書」から、今回の監査テーマに該当する事業を選定し、監査手続を実施した。

① 令和3年度 生活こども費に関する事業

(単位：千円)

番号	事業名	所属	担当係	予算額
1	総合的な少子化対策推進	生活こども課	少子化対策係	47,575
2	児童福祉施設指導監査	生活こども課	児童施設監査係	309
3	私立教育振興(私立学校教育振興費補助)	私学・子育て支援課	私学振興係	5,749,725
4	私立教育振興(私立学校教育振興費補助を除く)	私学・子育て支援課	私学振興係	4,632,612
5	児童手当	私学・子育て支援課	子育て支援係	4,256,272
6	子ども・子育て支援	私学・子育て支援課	子育て支援係	2,765,428
7	児童会館運営	私学・子育て支援課	子育て支援係	150,802
8	子どもの貧困対策推進	私学・子育て支援課	子育て支援係	22,893

		支援課		
9	保育施設支援	私学・子育て支援課	保育係	12,457,631
10	保育事業振興	私学・子育て支援課	保育係	608,752
11	保育資質向上	私学・子育て支援課	保育係	72,910
12	児童養護施設等対策	児童福祉・青少年課	家庭福祉係	3,453,555
13	家庭児童福祉推進	児童福祉・青少年課	家庭福祉係	75,895
14	児童相談・一時保護	児童福祉・青少年課	家庭福祉係	215,617
15	母子保健対策	児童福祉・青少年課	母子保健係	65,277
16	女性の健康支援	児童福祉・青少年課	母子保健係	659,914
17	母子家庭等自立促進対策	児童福祉・青少年課	ひとり親家庭支援係	62,059
18	児童扶養手当支給	児童福祉・青少年課	ひとり親家庭支援係	867,501
19	青少年育成推進	児童福祉・青少年課	青少年育成係	24,824
20	青少年保護指導	児童福祉・青少年課	青少年育成係	5,057
21	ぐんま学園運営	ぐんま学園	総務企画係	112,235

② 特別会計に関する事業

特別会計に計上されている事業のうち以下を監査対象として選定した。

番号	事業名	所属	担当係	予算額
22	母子父子寡婦福祉資金貸付金	児童福祉・青少年課	ひとり親家庭支援係	278,847

③ 監査対象とした児童相談所

また、【14. 児童相談・一時保護事業】を所管する県内の全児童相談所（中央児童相談所の支所である北部支所を除く3箇所）についても往査を実施した。

番号	事業所名
23	中央児童相談所
24	東部児童相談所
25	西部児童相談所

④ その他

【7. 児童会館運営事業】における指定管理者である、「公益財団法人群馬県児童健全育成事業団」及び【21. ぐんま学園運営事業】では同学園に対しても該当施設往査時にヒアリングを実施した。

事業内容等は【7. 児童会館運営事業】【21. ぐんま学園運営事業】の項にて記載している。